

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日

渋谷区長 長谷部 健

| 番号 | 損害賠償の相手方 | 損害賠償の額 | 概要 |
|----|-----------------|------------|--|
| | | 専決処分の日 | |
| 1 | 神奈川県横浜市 在住個人 | 1,048,190円 | 事故発生日：令和7年10月10日 ・相手方の自動車が、駐車場から勾配のある歩道を横切って車道へ出た際、浮き上がった歩車道境界ブロックに接触し、破損した。（土木部） |
| | | 令和8年2月4日 | |
| 2 | 神奈川県横浜市 在住個人 | 220,742円 | 事故発生日：令和6年9月7日 ・相手方が、横断歩道を歩行中に道路の舗装剥離箇所につまずいて転倒し、両膝及び右足首を強打した。（土木部） |
| | | 令和8年2月26日 | |
| 3 | 新潟県新潟市 在住個人 | 220,429円 | 事故発生日：令和7年12月18日 ・職員が、ごみの戸別収集の際、置かれていた自転車を転倒させたことにより、駐車していた相手方の自動車に損傷を与えた。（環境政策部） |
| | | 令和8年2月26日 | |

| | | | |
|---|----------------|-----------|---|
| 4 | 東京都渋谷区 在住個人 | 24,906円 | 事故発生日：令和7年8月9日 ・区の清掃車両が交差点に進入した際、左から直進してきた相手方の自転車と接触し、自転車が破損した。 (環境政策部) |
| | | 令和8年3月24日 | |
| 5 | 東京都大田区 所在法人 | 17,600円 | 事故発生日：令和8年2月18日 ・清掃事務所駐車場において、区の清掃車両が後退した際、駐車していた相手方のトラックに接触し、損傷を与えた。 (環境政策部) |
| | | 令和8年3月31日 | |